札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	四七一、三〇八円
上記以外の市町村	四五七、九九七円

３　〔略〕

４　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千九百五十五円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千七十一円を、それぞれ支弁する。

５　〔略〕

第七条の二　〔略〕

２　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千九百五十五円を支弁する。

３　〔略〕

（薬物依存回復訓練費）

第八条　薬物依存回復訓練を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千二百九十七円とする。

（薬物依存回復訓練費）

第十四条　薬物依存回復訓練を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千二百九十七円とする。

（薬物依存回復訓練費）

第十七条　薬物依存回復訓練を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千二百九十七円とする。

（薬物依存回復プログラム費）

第十八条　法第八十五条第一項に規定する生活指導として行う依存性薬物に対する依存を改善するための回復プログラムの措置を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千二百九十七円とする。

（生活相談支援費）

第十九条　更生保護施設退所後の生活相談支援として行う第三条各号に掲げる措置を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき百四十九円とする。

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	四七一、一七六円
上記以外の市町村	四五七、八六七円

３　〔同上〕

４　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千九百四十六円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千六十八円を、それぞれ支弁する。

５　〔同上〕

第七条の二　〔同上〕

２　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千九百四十六円を支弁する。

３　〔同上〕

（薬物依存回復訓練費）

第八条　薬物依存回復訓練を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千二百七十三円とする。

（薬物依存回復訓練費）

第十四条　薬物依存回復訓練を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千二百七十三円とする。

（薬物依存回復訓練費）

第十七条　薬物依存回復訓練を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千二百七十三円とする。

（薬物依存回復プログラム費）

第十八条　法第八十五条第一項に規定する生活指導として行う依存性薬物に対する依存を改善するための回復プログラムの措置を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき千二百七十三円とする。

（生活相談支援費）

第十九条　更生保護施設退所後の生活相談支援として行う第三条各号に掲げる措置を委託したときは、これに要する費用の支弁は、被保護者一人一日につき百四十六円とする。

備考　表中の〔　〕の記載は注記である。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和元年十月一日から施行する。

２　第一条の規定による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

３　前項の規定を適用する場合においては、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、新省令の規定による費用の支弁の内払とみなす。